

# 検査制度の見直しに関するワーキング グループ 第33回会合議事録

令和2年3月5日（木）

原子力規制庁

（注：この議事録の発言内容については、発言者のチェックを受けたものではありません。）

## 検査制度の見直しに関するワーキンググループ第33回会合 議事録

1. 日 時：令和2年3月5日（木）14:00～15:15

2. 場 所：原子力規制委員会 13階会議室B、C

3. 出席者

### （1）原子力規制庁職員

金子 修一 長官官房審議官  
古金谷敏之 原子力規制部 検査監督総括課長  
平野 雅司 国際室 地域連携推進官  
武山 松次 安全規制管理官（実用炉監視担当）  
門野 利之 安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）  
杉本 孝信 安全規制管理官（専門検査担当）  
志間 正和 検査監督総括課 統括監視指導官  
伊藤 信哉 検査監督総括課 課長補佐  
笠川 勇介 検査監督総括課 検査評価室 室長補佐  
滝吉 幸嗣 検査監督総括課 検査評価室 室長補佐  
吉野 昌治 実用炉監視部門 企画調査官  
片岸 信一 実用炉監視部門 主任原子力専門検査官  
熊谷 直樹 核燃料施設等監視部門 統括監視指導官  
高須 洋司 専門検査部門 統括監視指導官  
小坂 淳彦 専門検査部門 企画調査官

### （2）事業者

示野 哲男 原子力エネルギー協議会 事務局長  
山中 康慎 原子力エネルギー協議会 部長  
河村 篤志 原子力エネルギー協議会 副部長  
星川 茂則 東京電力ホールディングス株式会社 原子力運営管理部  
保安管理グループマネージャー  
爾見 豊 関西電力株式会社 原子力事業本部 部長  
横尾 智之 日本原燃株式会社 安全・品質本部 部長  
安倍 昌宏 三菱原子燃料株式会社 安全・品質保証部 主幹  
青木 稔 公益財団法人 核物質管理センター 安全管理室長  
小井 衛 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 次長  
三橋 偉司 東京都市大学 原子力研究所 所長・原子炉施設管理室長  
内山 孝文 東京都市大学 原子力研究所 原子炉主務者・原子炉施設管理室長代理  
吉岡 研一 東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所  
原子炉主任技術者

#### 4. 議 事

- (1) 原子力規制検査の試運用の状況を踏まえた対応について
- (2) 共通事項に係る検査運用ガイドの見直し事項について
- (3) 建設及び廃止措置段階の原子力施設に対する原子力規制検査について
- (4) その他

#### 5. 配付資料

- 資料 1 原子力規制検査の試運用の状況を踏まえた対応について
- 資料 2 - 1 共通事項に係る検査運用ガイドの見直し事項について
- 資料 2 - 2 共通事項に係る検査運用ガイド
- 資料 3 建設及び廃止措置段階の原子力施設に対する原子力規制検査について
- 資料 4 ガイド一覧
- 資料 5 本格運用後の検討事項

参考資料 1 3条改正後の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」

(<https://www.nsr.go.jp/data/000187175.pdf>)

参考資料 2 第20回原子力規制委員会資料6 新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第一段階）及び意見募集の実施等について

(<https://www.nsr.go.jp/data/000279077.pdf>)

参考資料 3 第31回原子力規制委員会資料3 「新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第二段階）及び意見募集の実施について」

(<https://www.nsr.go.jp/data/000284795.pdf>)

○金子長官官房審議官 それでは、お時間になりましたので、第33回検査制度の見直しに関するワーキンググループを開始させていただきます。

今日も原子力規制庁の金子が司会をさせていただきますので、よろしくお願いします。

いつも同様、事業者の方々にも参加をいただいて検討を進めていきたいと思えます。

若干、コロナウイルス対策の関係で参加の人数を絞らせていただいておりますけれども、いつものように濃い議論ができればと思えますので、御協力をよろしくお願いします。

議事次第にありますように、議事、今日は三つほど用意をしておりますので、それに基づいて進めてまいりたいと思えます。

最初は原子力規制検査の試運用の状況を踏まえた対応についてということで、あと一月後に本格運用を控えておりますので、これまでの試運用の実施状況などを振り返って、できたこと、あるいは、これからさらに改善していかなければいけないこと、充実すべきことについて整理をさせていただきます。

説明を事務局のほうからお願いいたします。

○古金谷検査監督総括課長 では、原子力規制庁、古金谷でございますけれども、資料1でございますけれども、これまでの試運用の状況ということで、これはフェーズ1からのおさらいということで、これまでの1年半に及ぶもの全体を総括するような形で資料をまとめております。

資料1をめくっていただいて、通しのページでいうと3ページ目でございますけれども、まず、フェーズ1からフェーズ3までの概要ということで、この1ページ目にまとめております。

フェーズ1は、一昨年の10月から開始して、年度末まで、2019年3月末まで行いましたけれども、これは最初のフェーズということもありましたので、まず、そこで用意したガイド類を現場で活用して何か問題点がないかということを出出したということ。

それから、当然のことながら、初めてですので、経験を蓄積していく。そういった蓄積、経験を踏まえて、各検査ガイドでどれぐらいの所要時間がかかるのか、サンプル数としてはどの程度のものが必要なのかというところの適正化を図ろうとしたことがメインの目的ということでございました。

それを受けて、フェーズ2ということで、去年の4月から9月末までというところで行いましたけれども、ここでは特に規制事務所においては、日常検査を基本的に、全てのガイドを、サンプル数は少なくしながらも、計画的に、継続的にやってみるということを行いました。

併せて、検査気付き事項のスクリーニング、あるいはその後の重要度評価というところも、この試運用で出てきた気付き事項、あるいは過去のトラブル事例等を受けて、こういったことをやっていこうということがございました。

それからモデルプラントということで位置づけました大飯と柏崎。このうち大飯につきまして、総合的な評定ということで、この半期の検査結果を受けた評定というものを模擬

したということでございます。

それぞれの事務所での日常検査、あるいはチーム検査というものの中で、様々な会議体、始まりの会議、開始会議、それから締めくくり会議、それからSERPという重要度評価を決定する会議ですけれども、そういったものも我々の中でも模擬をしたということでございます。

あと、グレーデットアプローチを検討するというので、発電炉をベースとした場合に、他の施設についてはどれぐらいの検査ボリューム、あるいは検査の内容をすればいいのか、それから施設の状況、運転中のもの、それから廃止措置のもの、建設中のもの、あるいは長期停止中のものと、そういったものを考慮するということの検討も進めてきました。

フェーズ3でございますけれども、この10月から現在に続いておるところでございますけれども、ここでは、さらに習熟をしていくということで、同じような規制事務所での日常検査、それからチーム検査についても、できるだけ多くのサイトで様々なチーム検査をしようということっております。

あと、評価の拡充ということで、指摘事項の評価を模擬SERPも追加でやりましたし、模擬RCというものもフェーズ3でも行ってきたということでございます。

あと、政令非該当の、41条非該当の使用者、核原料のほうは今できておりませんけれども、こういったところについても試運用を少し事業者にも協力いただいてやってきたというところがございます。

次の2ページ目、実績でございますけれども、まず、定量的な実績としては、日常検査については、ほぼサンプル数はこなせたのかなというところがございます。

チーム検査については、やったチーム検査については、当然のことながら、サンプル数はできたというところがございます。

ただ、件数で申し上げますと、発電炉で言いますと、8サイトで検査を行いました。核燃料のほうは、今のところ1件、1サイト、東海再処理のほうということになります。

ただ、ここでかなり習熟はしてきのかなというところがございますので、4月からの本格運用には、全く課題がないわけではないと思っておりますけれども、とりあえずスタートを切れるような段階には来たのかなというふうに考えております。

当然のことながら、本格運用後もさらに検査の質を上げていくというような努力は必要かというふうに考えております。

次のページでございます。3ページ目でございますけれども、試運用での課題、今後の対応というところがございます。

試運用の経験の蓄積というところでは、基本的にはこの原子力規制検査、キーコンセプトでありますリスクインフォームド、あるいはパフォーマンスベーストというところの理解は徐々に進んできたのかなというところがあります。当然のことながら、さらに理解を深めていくという必要はあると思っております。

それから検査を行うに当たって、これは特に事務所の検査が、これまで保安規定遵守状

況ということで保安検査を見てきましたので、それについて、どの程度の深さ、あるいは広さというものをカバーするののかというところについて、検査官の中でも認識に差異があったというところがあります。

こういった点は、また共通ガイド、後で御紹介しますけれども、そういったところでも一つの目安を示すというようなことをしておりますし、併せて検査活動でいろいろ、ここまではやっていいのかというようなところ、そういったところについてもガイドで整理をしているといったところでございます。

それから、cのところでございますけれども、パフォーマンスの監視というところで、やはりプロセスを見るというところに、当初、特に注力すると、これは保安検査でプロセス型の検査をしていましたので、そういうところがあったというところでございますけれども、こういったところも少しずつ改善できてきているのかなというふうに感じています。

それから、dのところ、事業者のいろいろなスタッフの方にインタビューすると、協力会社等も含めてのインタビューというところで、当初、やはりなかなかコミュニケーションが、我々の検査官の方も初めてということで、うまくなかったというところもあったり、質問を受ける側も、検査官から話しかけられるというのが初めてであるというようなところで、なかなかコミュニケーションがうまくとれなかったというようなところがございますけれども、こういったところも、事業者の方のいろんな御努力もあって徐々に改善してきているのかなというふうに感じているところでございます。

次のページでございます。

ガイドの所要時間、サンプル数の適正化というところでございます。

これは、これからも改善していくというところかなというふうには思いますけれども、試運用での経験というものを基にサンプル数というものを設定してこれまでもきました。

ですから、これまでの経験を本格運用の中で、今後、施設ごとの適用する検査ガイド、あるいはサンプル数というものを明確化していきたいと思っておりますので、そういった中でこういった経験を活用していきたいなというふうに考えております。

(3)の事務所の日常検査の運用というところでございますけれども、ここについては保安検査とうまく調和を図りながら、各事務所のほうでかなり自主的に、自律的に、運用がなされたというふうに考えております。

我々の、事業者に対していろいろお願いをするというものについても、基本的には事業者の方がパソコンを保安検査官室に供与いただいて、それで見るというようなところでの効率化もできていると思っておりますし、かなりフリーアクセスというところでも浸透してきたのかなというふうに感じております。

あと、フェーズ1、フェーズ2で散見されたと書いておりますけれども、検査ガイドを全て網羅するというような形で過度に時間が要するというようなことで、検査官から少し問題点を指摘されたというところもございましたけれども、このガイドに書いていることをどういうふうにするのかというところについては検査官の理解も進んできているというところ

ころは感じておりますので、こういったところでさらに検査官の力量向上を図っていきたいというところでございます。

(4)のところは、スクリーニングあるいはSDP評価の相場感醸成というところです。

これは少し具体的なケースをできるだけ多くケーススタディをして相場感を醸成しているということやってきましたけれども、幾つかの具体的なケース、これは具体的に試運用で見つかったものというのは、ここにも書いておりますように、実用炉で2件、核燃で1件というところでございますので、多くは過去の事例を使って、事業者の方とも面談等を通じて、模擬RCを通じて共有させていただきましたけれども、やはりまだそういう意味では経験が不足しているのかなというふうに私自身は感じておりますので、この辺については、本格運用で実際の指摘事項が出てきたときの議論を深めていくというところ、その深めた結果を共有するというところで、この相場感醸成については、引き続き、努力していく必要があるかなというふうに感じております。

それから5ページ目でございますけれども、総合的な評定の実施、(5)ですが、こちらについては、ある程度、形的にはこういうふうにするというところが明確化できましたので、今後の本格運用で、まず、その形を実践していくというところができるのではないかなというふうに思っております。

それから、各種会議体の模擬でございます。

開催プロセスということで、開始の会議、それから締めくくりの会議というものはほぼ問題なくできているのかなというふうに感じております。

SERPのプロセスのところでございますけれども、模擬RCというものも何度かさせていただきましたけれども、その中で事業者の方から我々の考え方に対しても意見を出していただきました。

ここで具体的な結論を出すというところまでは今回やっておりませんが、一つの会議体の形としては、やり方が見えてきたのかなというところでございますけれども、評価そのものについてはさらに検討が必要というふうに感じております。

それからグレーデットアプローチの検討でございますけれども、こちらのほうは、既にいろいろ面談、あるいは事務所からの情報を基に、施設の状態に応じて、どういうふうに検査をするのかというところで議論させていただいております。

そのリスクの大小を念頭に置いて、検査の視点、あるいは対象の選び方については、ガイドに記載して、今の新しい案ではそういった形で反映しております。そういう中で、今後、検査計画の中で具体的なサンプル数というものは明確にしていきたいと思っております。

核燃料施設につきましては、特に組織の規模も大きく異なると、発電炉と比べて違うというところがありますので、QMSの確認内容にも差をつける、これは品質管理の規則の中でもそういったことを明確化しておりますけれども、そういった形で運用開始できるようなことになってきているかなというふうに思いますが、実際の運用のところさらに相互理解を深めていく必要があるというふうに感じております。

8番目でございますけれども、政令非該当の使用者、あるいは核原料物質の関係でございます。これは、実績として、今までに14の事業所の使用者において、これは規制事務所の検査官と連携して試運用を実施させていただいております。

主に、発電炉などの中にある主要施設、そういったものを規制事務所の検査官と一緒に試運用するというような形でやらせていただいておりますけれども、基本的には大きな問題はなく試運用できていると感じております。

以上が、これまでの試運用を総括した内容でございます。当然のことながら、まだまだ課題はありますし、改善していかなきゃいけないというところはあるかと思っておりますけれども、4月1日に向けて一定の理解が深まってきている。一定のやり方というものについても、事業者あるいは検査官ともども理解が進んできているのかなというところがこれまでの試運用の総括かというふうに感じております。

説明は以上です。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

何とか、よちよち歩きだけれどもスタートラインには立てるのかなというような総括だと思いますけれども、個別の事項でも結構ですし、何か、こういう点についてはきちんと書いておいた方がいいというようなことも含めて、お気づきがあればいただければと思います。

こちら辺の話は、来週の検討チームの方でも御紹介をして、よく認識共有をしたいと思っておりますし、最終的には私ども規制委員会の方でも御報告をさせていただいて本格運用に入るといような手順になろうかと思っておりますので、メインに認識をしておいた方がいいこととか、あるいは将来の課題として、こういうことはしっかり位置づけておいてほしいというようなことがあれば、ぜひ、御発言をいただければと思います。

もし、お気づきがあれば、どうぞ。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 関西電力の爾見です。

コメントということじゃないんですけど、パフォーマンスベスト、3ページの(1)のCで、プロセスの確認をしていただけれど、大分よくなってきましたと。

多分、今回の制度で一番難しいところが、安全に影響するところをいかに短時間で見分けて、そこを集中的に検査するか。多分、事業者も同じなんですけど。

今の試運用を見ていると、運転中のプラントが9基あって、1年ぐらい試運用して指摘が2個というのは相当少ないと思って、成績もいいのかもしれないですけど、恐らく我々もそういうところにフォーカスしてCAPに入れるのができてなくて、見る方もそういうところにフォーカスして指摘にするということができてなくて2個なのかなという気もしていて、ここはこれから改善していかないといけない思っているところですよ、ということです。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

そういう意味では、まだ、恐らくいろいろな検査ガイドの実践というのもそんなにたくさん進んでいるわけではなく、ある部分はたくさんやったところがあると思っておりますけれど



も、そうでもない、回数を重ねていない検査ガイドもかなり多く残っていると思いますし、そういう意味では、どこを実際にフォーカスして物を見たらいいのかとか、どういうところに気づくことが本当に必要なのかというところが、必ずしも十分に検査官のほうに浸透していないというところもあるでしょうし、それが共有されることで、より事業者側でも、こういうことをしっかりやっておく必要があるんだなということに気づくというようなことにもなると思います。

前から申し上げているように、指摘事項の数そのものがもちろん問題なのではなくて、ちゃんと気付きが検査をしていく中であって、それがきちんとお互いの、お互いのというのは、検査官と事業者の相互理解のもとできちんと改善に結びつく方向で現場が対処されているかということが一番大事ではあるのですけれども、一方で、アウトプットとしてあまり気づけていないということがないように、そのことが指摘事項の数の少なさに表れるというようなことが、逆に言うとなないように運営をしていかなければいけないというふうに思いますので、気付き事項については、ある意味、あまりスレシヨルドを高くしないで、事業者にもお聞きするし、我々の中でも共有しながら対応していくというようなことが必要かなと、今のコメントとの関係では思っております。

何か、規制庁側でお考えのことはありますか。

○滝吉検査評価室室長補佐 検査監督総括課の滝吉です。

今のコメントをいただいたc項に関連して、少しだけ感想といいますか、試運用の状況を踏まえて発言させていただきたいんですけれども、業務プロセスに注目して、そこだけといいますか、注力していくというのは、これはもちろんパフォーマンスベースの検査からは趣旨を離れるというのはもちろんそうなんですけど、一方で、パフォーマンスを監視する上で、皆さんの事業者の業務プロセスを確認する必要も、あるときもあると。

なので、プロセスは全く見ませんという検査ではないという、我々としてはそういう理解しておりますので、例えばQMSについて検査官が問うたときに、それはパフォーマンスベースの検査ではありませんよというふうな思いを持たれると、また、それは違うのかなというふうに思っていて、そこら辺は、ぜひ、事業者の皆様の中でも、我々はもちろんパフォーマンスを主眼に確認はしていきますけれども、その中で、必要に応じてプロセスも確認することがあるというのは共有していただきたいと、そういう感想を持っています。

○金子長官官房審議官 どうぞ、爾見さん。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 その認識ですし、パフォーマンスを確認するのにプロセスは絶対確認しないといけない、ほとんどの場合はそうだと思います。

それは全然問題なくて、そういう認識がもし事業者にないんだったら、それはそれで周知していきたいと思います。

さっき申したのは、そういう確認をした結果、出てきた指摘というのが、数が少なかったり、そんな重要なものがなかったりというのは、何となく、もっと大事なところがあるんじゃないかという気がしていて、そういう意識をお互いに持ってやらないといけないと

いう認識を持ちましたというお話で、おっしゃることは分かります。プロセスも見ていただくのは当然だと思います。

○金子長官官房審議官 恐らく、今、滝吉が申し上げた点は、多分、検査官の方も、これを聞いている、あるいは確認しようとしているのは何のためなのかということ、きちんと事業者の相手の方に伝えることが必要で、それを、理解を共有した上で、だから、こういうことを確認することが必要だよねというようなことをしっかりと共有させていただくという、そういう、やり方をうまく工夫して、これはまさにコミュニケーションかもしれないけれども、やることも必要だなというように私も受け止めました。

○古金谷検査監督総括課長 規制庁の古金谷ですけれど、今の一連のコメントとの関係で言うと、やはり検査官がどういうところを見に行くかというところで、重要性のあるところというもの、設備を選ぶとか、そういうのもあるんですけども、恐らく、多分、どういう視点で見るか、ある安全活動の内容を、というときに、評価の視点、要はSDPの評価の視点というものをしっかり自分なりに理解した上で評価をする。ですから、そうすると、その必要な情報を見にいかなくちゃいけないというのは分かると思うんです。

今、パフォーマンスの劣化があるかどうかとか、軽微なのか、軽微を超えるのかという考え方については、文書化して、定義をして、勉強して、理解しようとしているんですけど、なかなかまだそれを感覚的に理解できるというところまで検査官も至っている人は少ないんじゃないかなと思うんですね。

そういうところがどんどん分かってくると、じゃあ、こういう視点で検査をしようとか、そういうところが事業者も分かってくれば、そういうところを重点的にいろんな活動を取り組んでいこうとか、そういうことができていくんじゃないかなというふうに思っています、やはりパフォーマンスを見るというところ、検査をするというのは評価と表裏一体だというふうに私は思っていますので、そういう意味では、検査官の視点といいますか、そういったところについては、引き続き、いろんな事例を積み重ねて、グッドプラクティスを積み重ねて養っていく必要があるのかなというふうに、現時点では、私としては感じおります。

○金子長官官房審議官 あと、核燃料施設系の事業者の方で、何か、こういうことがまだできていなくて不安があるとか、こういうことはもうちょっと一緒にデベロップをしていかなきゃいけないと思っていることがあるとか、何でも構いませんけど、もし何か、そういう将来に向けて、御不安なこととか、まだよく見えていないこととか、もしありましたら、出していただけると、少しそういうのにフォーカスを絞って、我々の改善というか、充実もしていけると思いますので、もし何かあればお願いいたします。

○安倍三菱原子燃料安全・品質保証部主幹 三菱原子燃料の安倍です。

試運用の段階では、フリーアクセスに基づく規制検査のほう、そちらの運用に習熟していくということで進められてきていると思うんですけども、もう一つ、新検査制度で、新しく品質管理基準規則、そちらのほうの要求を、事業者の自主的な安全性向上という意

味で、今後、展開していく。そういった中で、きちんとそこを取り組んでいくところが事業者側の課題としてはあるかなという、そういう認識であります。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

ぜひ、そういう新しい取組、あるいは強化していることみたいなものも共有していただくと、それが新しい基準規則との関係で、どういうふうに、グッドプラクティスになるようなものは、多分、皆さんに事例として共有したらいいと思いますし、少しこういうところは工夫の余地があるんじゃないかというようなことがもしあれば、我々の間でも、検査官同士で情報共有して、例えばこんな取組をするとよりよくなるかもしれないよというような情報提供をさせていただくとか、情報共有をさせていただくとか、そういうこともきっとできると思いますので、できるだけ具体的に取組んでおられることを、また共有していただけるとありがたいなと思います。

横尾さん。

○横尾日本原燃安全・品質本部部长 日本原燃の横尾でございます。

ALLの7ページの(6)にも記載いただいているので、言わずもがなですけど、定性評価についてはさらなる検討が必要だということで、我々も同じ認識でありますし、このワーキングでもこれまで議論させていただいたと思っています。

我々もいろいろと考えて、いろいろと提案させていただきたいというところもありますので、今後も継続して、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

評価に関しましては、昨日の委員会で、そのガイドの中身とか考え方について、将来に向けての改善とか、こういうことも考えなきゃいけないという点については、委員会からもいろいろなコメントなりをいただいていますし、各燃料施設の場合は、なおさら、それぞれの施設の持っている潜在的な危険性みたいなものをどう踏まえた形の評価にしていくのかとか、より具体的に申し上げれば、ちょうど今、横尾さんの御発言であったのですが、再処理施設みたいなものは、トラブルが起きるときというよりも、定常の活動をしているときに放射性物質が、要するに動く状況になるので、そういうところで起きることというのと、例えば発電所で運転中に何かトラブルが起きるというので、また、リスクが、性質も違いますし、見る見方も違うし、そういうところはよく施設の状況に合わせて評価できるようにしないといけないんじゃないかというような指摘も、実は、昨日、具体的にもらっているんで、そのようなことも考えながら、定性的評価というのをどういうふうにやっていくかというのは、ぜひ一緒に作り上げていければと思っています。

はい、どうぞ。

○滝吉検査評価室室長補佐 検査評価室の滝吉です。

定性評価についてなんですけれども、ちょっとだけ補足させていただきたいんですが、(6)で定性評価の手法が未成熟という文言があるんですけれども、これはどちらかとい

うと、SDP評価を行うときに、施設の状態がどんな状態だったかというのを、ある種、変換していく、評価する指標に変換していくところの経験として未成熟なところがあるというふうな認識でおりまして、これは、実は定性評価だけではなくて、原子炉のPRAを用いるときも、PRAアサンプションといいますけれども、施設の具体的な状態をPRAのモデルとしてどう捉えるかというところの経験が不足しているという、そういう認識だと思っています。

それは、発電用原子炉であろうが核燃施設であろうが同じで、その仮定をするためには、トラブルや指摘事項が発生したときの施設の状態というのをいかにちゃんと把握して、それは事業者さんも我々もそうなんですけれども、きちんと把握した上で、どんな程度にあったかというのを、お互い、同じファクトの上で議論していくということが必要だと思いますので、何が言いたいかという、そのためには、皆さんと、多分、情報を、きちんとファクトを交換して、さらにそれに対する考え方を議論して、その上でSDP評価につなげていくという、そういう経験を今後も積ませていただければというふうに思っておりますので、ぜひ、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○熊谷統括監視指導官 核燃料監視部門の熊谷です。

今、三菱原燃さんからいただいたコメントで、我々の考え方をお伝えしますと、まず、規則要求に関して、核燃料施設を新しく品質管理要求に加えて、施設保全計画、いわゆる保全計画についても4月1日から求められるようになりました。

我々としては、先ほどのコメントにありましてとおり、安全に関係ないような部分が少しできていないからといって指摘するつもりはありませんので、新しい取組なので、そこは一緒に作り上げていくという形で対応していきたいと思っております。

もう一つの核燃料施設の評価の話なんですけれども、これも先ほど御紹介がありましたとおり、昨日、規制委員会に案は出したものの、今、NRCのほうから来日されている方とも相談しているんですけれども、事業者との合意があって初めて評価の手法ができ上がるということを言われていますので、我々で一方的に作るのではなくて、皆さんとの共通理解に立った上で手法というのを構築していきたいと思っておりますので、引き続き御協力をお願いします。

○金子長官官房審議官 皆さん、ともに作り上げていくという認識は共有だと思いますので、引き続きということでお願いいたします。

他にございますか。

○示野原子力エネルギー協議会事務局長 ATENAの示野です。

中身ではなくて、資料の誤記に気がついたのでということで、来週使われるということなので。

通しページの3ページの、この試運用の年数が間違っている。試運用フェーズ2が「2019年～2020年」と書いていますけれども、これは「2019年」ですよね。試運用フェーズ3も1年ずつずれているということで、修正をお願いいたします。

○金子長官官房審議官 試運用し続ける意思を表明していただいているんですね、事務局。冗談です。はい、直しておきます。

他にも、多分、「てにをは」的なところで直さなきゃいけないところもあると思いますので、ありがとうございます。

あと、よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に行きたいと思います。

2番目は、共通事項に係る検査運用ガイドの見直しの関係でございます。

資料2-1が主な見直し事項について整理したもので、資料2-2が実際のガイドそのものの、今、現時点の修正版という形になっていきますので、その二つを御覧いただきながら御説明を聞いていただければと思います。

○古金谷検査監督総括課長 では、原子力規制庁、古金谷から御説明いたします。

資料2-1にポイントをまとめておりますので、ざっと2-1のほうで御説明させていただきたいと思います。

1ページめくっていただいて、通しのページでいうと9ページになりますけれども、共通ガイド、そもそもどういうものかということでございますけれども、これは基本的に検査制度を実施するに当たって、実施要領というものが上位の規定としてございますけれども、その下位の規定として、特に検査官が現場で活動する上で参考となる共通的なガイドということでございまして、それぞれの検査ガイド、個別の検査エリアについてのガイドはございますけれども、それを横断的に、共通的なところでの注意事項であったり、基本的な考え方等を示しているという内容のもので、これは検査官にとっても一つの重要なガイドというような位置づけというふうに、我々は考えております。

今回お示ししますのは、下の箱のところにも書いておりますけれども、試運用でいろんな方から御指摘をいただき、検査官からもたくさんコメントをいただいておりますので、そういったものを反映したというところでございます。

次のページでございまして、改正のポイントというところで、2枚、紹介しております。

まず、一つ目としては、我々の中の役割というところを明確化しております。

これまで、例えばSDPで言うと、緑の評価までは検査官がやって、緑を超える可能性のあるものは評価室がやるということは言っていたんですけども、各部門部門の責任というところもございまして、そういった組織内でどういった役割分担を担うのかというところについては、もう少し明確化したというところでございます。

それから、(2)のところもございまして、検査、どれぐらいの範囲、あるいはどれぐらい深く時間をかけてやるのかということについてもいろいろ質問がありましたので、そういったところについて、具体的な例を挙げながら御説明をしていると、参考的な考え方を示しているというところがございます。

それから事業者からのコメントがあったフリーアクセス、あるいはインタビューでの注

意事項、フリーアクセスであれば、そもそも機器や設備にさわっていかどうかというようなどころ、あるいは、インタビューで作業中の人に話しかけるとか、そういったところで、仕事上、迷惑になるようなことは絶対しないというようなどころについては、注意事項を明示しているということがございます。

それから、全体的なプロセスの流れということでございますけれども、各案、総合的な評定を終えてからの具体的な取組というところで、サンプル数を計画する上での留意事項、それから検査官から質問が多かった、サンプル数をどういうふうに数えるのか、あるいは検査時間の数え方、どこから検査が開始するのかというようなどころでの質問もありましたので、その辺についても基本的な考え方を示しているというところでございます。

それから、3ページ目。次のページでございますけれども、気付き事項、検査気付き事項の取扱いというところでございます。

これは、先ほどの役割分担との関係でももう少し明らかにしておりますけれども、検査官がどこまで評価を行うと、その結果を本庁に対してどういうふうに発信するのかというようなどころについて明確化しているというところ。

それから、(6)は会議体の位置づけというところで、開始会議、あるいは締めくくり会議等々についての位置づけを明確化しているというところでございます。

それから、(7)のところについては、検査の取りまとめの後の流れ、当然のことながら、我々、規制委員会のほうにその結果を報告するということがございますし、それを公表する、それから事業者のほうにも通知するというようなことがございますので、そういった全体の検査のフローの運用というものも明確化しているというところでございます。

それから、あとは「パフォーマンスベスト」、あるいは「リスクインフォームド」というような用語の定義を明確化したり、あるいは基本検査以外の業務、具体的には巡視に行ったり、あるいは会議体に参加して傍聴するというようなどころですけれども、そういった事務所における活動というものも、もう少し詳しく明確化しているというところがございます。

それから試運用の中で少し課題になりました設備の動作可能性、これは保安規定に書いています、オペラブルかどうか、動作可能かどうかというようなどころの考え方、それから、それに関係する設備の事前調整、プレコンディショニングの考え方についても、我々としての考え方を明示しているというものでございます。

こういった点が主な改正点ということになります。

4ページ目。今後という話でございますけれども、これは基本的には、あと、これ今月中に委員会のほうに御報告させていただいて、了承いただいて、まず、4月1日に本格運用でこれをスタートさせたいというところでございますけれども、当然のことながら、本格運用の中でもまた課題が見つかってくるというようなどころはあろうかと思っておりますので、そういった点については、また、適宜、この共通ガイドにも反映していきたいと思っております。

当然のことながら、他のガイドにも必要な改善点は反映させていくということかなと思

います。ですから、そういった情報を、また、検査官のみならず、事業者の皆さん、あるいは、他の関係者からも意見を吸い取れるような形にして取り組んでいきたいなというふうに考えております。

説明のほうは以上です。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

それでは、今、説明のほうは資料2-1を用いてさせていただきましたけれども、資料2-2の記述も、大分、解説という部分が大きく加えられていたりとか、いろいろな工夫をしておりますし、多分、これも細かな誤りはまだまだたくさんあると思いますので、そういったお気づきがもしありましたらと思いますけれども、資料2-1、資料2-2、今の御説明の内容など含めて、コメントなり、よりこんなこともというようなことがもしありましたら、いただければと思います。

武山さん、お願いします。

○武山安全規制管理官 実用炉監視部門の武山です。

資料2-2のほうの、通しで言うと16ページですね。

我々、監視部門、私は実用炉監視部門なんですけれども、これで、一応、我々の分担する部分が書いてあります。

ここで気になったのは、監視部門の下から2番目のところで、これは安全活動の監視となっているんですけれども、たしか安全活動というのは、保安活動と防護の活動と両方あるんですけれども、どうも防護の活動の監視はセキュリティのほうで見るということになるのかなと思っているんですけど、そこら辺はどういう感じにしたらいいかなと思っております。

○金子長官官房審議官 それは、多分、少し明確化する修正が必要ですね、ここの部分は。そのとおりだと思います。規制庁の中の仕事の分担の話なので、私どものほうで調整いたします。

先ほどの、例えばフリーアクセスの話が、通しの23ページですかね、資料2-2の10ページ目というところにありますけど、基本、これまで出てきた事業者との関係で気をつけなければいけないようなことは、具体的な解説みたいなもの、事例を入れるようなことも含めて書き足してあったりしますので、そういうところは特に事業者の方々との関係ではとても重要な点かと思っておりますし、あと、サンプル数って、どういうふうに関係に取り上げられるというか、選定されるんだろうとか、そういった運用で、事業者のほうに影響のあるようなことも若干ありますので、そこら辺も少し御確認いただければと思いますが。

よろしいでしょうか。

先ほどの説明にもあったように、4月1日始まったら、もうこれで終わりということではもちろんありませんし、その後の運用の中で、改善の必要なこと、あるいは明確化が必要なことは追加をして記述をしていくということだと思いますので、また、まとめて追加・改定をするような機会も、そんなに遠くない時点できっとあるのではないかと思います。

すから、そのときに、また少し蓄積をして変えていければなというふうに思いますので、また御協力をよろしく願いいたします。

では、2番目の議事はその程度にいたしまして、3番目、建設及び廃止措置段階の原子力施設に対する原子力規制検査について。

これは、サンプルの数とか、検査のボリュームをどれぐらいのものにするのか、どの程度のことをやるのか、どういう内容の検査をするのかといったようなことについての整理になっておりますので、資料3に基づきまして、事務局のほうから御説明いたします。

○古金谷検査監督総括課長 では、古金谷でございますけれども、資料3で御説明したいと思います。

冒頭も申し上げましたけれども、我々、グレーデッドアプローチを適用して、よりリスクの高い施設にたくさんの検査資源を集中する。リスクの状況に合わせて、グレーデッドアプローチで我々の検査資源を投入していきたいという考え方が基本にありますので、そういった考え方を具体化するという上で、特に建設中、あるいは廃止措置段階という段階にあります原子力施設について、一定の検査のボリューム感の目安、サンプル数でございますけれども、そういうものの目安をこういう形で考えていきたいというものをお示しているのが資料3ということでございます。

1ページめくっていただいて、通しページでいうと41ページでございますけれども、基本的な考え方は、このページで記しております。

まず、建設段階について、これは定義としては、核燃料物質の取扱いを開始していない段階のものということでございます。

運転開始前であっても、燃料が既に運び込まれているとか、そういう場合は、この建設段階には該当しないというふうにお考えいただければと思いますけれども、そういったものについては、基本的には供用段階にある施設に比べて25分の1程度というようなことで、かなりボリュームとしては下げるということを考えております。

それから、②、③、これは廃止措置段階の施設ということになりますけれども、こちらのほうもグレーデッドアプローチということで、2段階に分けております。

考え方としては、核燃料物質がまだその施設の中に、あるいは、その事業所の中にある、あるいは、もう搬出して全くないというような状況にあるかどうかというところで分けてございます。当然のことながら廃止措置計画の認可を得たものということが前提でございます。

廃止措置段階1、まだ搬出していないもの、搬出し切っていないもの、そういうものについては、供用段階に比べて3分の1程度ということ。

ただ、搬出してしまって、もう核燃料物質は基本的にはない廃止措置段階の施設については、12分の1というところで施設の検査料というものを決めていきたいということがございます。

あと、下のほうに※印がございますけれども、供用段階にありましても、長期停止して



いるというようなプラントについても、それについては現場の状況というものではかなりリスクが低くなっているということがございますので、そういったものについても、検査の内容、あるいは重点とすべき視点、そういうものを柔軟に変更していきたいというふうに考えております。

1ページめくっていただいて、具体的な例ということで、具体的なサンプル数、あるいは具体的な適用する検査ガイドというものは、今後、施設ごとに検査計画という形でお示しして、委員会のほうでも御了解いただくというプロセスをとっていきたいと思いますけれども、今、具体的に幾つかの施設について御紹介します。

2ページ目が発電炉の幾つかの例ということになります。

建設中で言いますと、東京電力の東通の原子力発電所、それから原発の大間原子力発電所が建設中というところでございます。

これはどちらも、今、核燃料物質がないということございまして、リスクも極めて低いということでございます。

現場の状況ということで言いますと、東京電力東通の方は、まだまだ初期段階の建設段階ということがございます。

大間のほうは建屋の建設などが進んでおりますけれども、新規制基準適合の関係で作業がサスペンドしているような状態というところでございます。

ですから、そういった施設の状況に合わせて検査をするということでございますけれども、どちらも、まだ核燃料の物質がないということからすると、基本的には、その設計に係る、あるいは、作業管理に係る、そういったところのQMSの体制を見ていくのかなというふうに考えてございます。

あと、※印島根3号機について書いておりますけれども、法定上はまだ建設中ということでございますけれども、建屋内に核燃料物質があるということから、供用段階という形で我々は取り扱いたい、検査の中ではそういう形で考えていきたいと思っております。

廃止措置段階についても、二つ、例を挙げております。敦賀の1号機と浜岡の1、2号機でございます。

敦賀の1号機については、核燃料物質がまだサイト内にあるというような状態です。

現場の状況といたしましても、HCUの解体が終了して、タービンあるいは発電機の解体は途中というような段階でございます。

ですから、放射線管理の関係だとか、保全の有効性、それから、プールに燃料がございしますので、そういったところが適切に維持管理されているかというようなところでの検査というものが必要かというふうに考えてございます。

一方で、浜岡の1、2号機でございますけれども、こちらのほうは、1、2号機においては、燃料プールの中から全て燃料が搬出されているというところでございます。周辺エリアの解体作業も、今、実施しているというようなところでございますので、敦賀に比べると、燃料が全て取り出されている、搬出されているという状況でございますので、そういった

ことを踏まえて、放射線管理というようなところ、あるいは設備の維持管理、そういったところの分野を中心に検査をしていくということかというふうに考えてございます。

次のページが、核燃料施設の関係でございます。

建設中のものとしては二つ、リサイクル燃料貯蔵施設と、それから、日本原燃のMOX燃料の加工施設というところでございます。

どちらも、先ほどの発電炉と同じように、核燃料物質が今ないというような状態でございますので、基本的にはQMSの検査を中心に対応していくというふうに考えております。

廃止措置中については、もんじゅ、あるいは東京都市大、立教大の試験研究炉がございました。

もんじゅのほうは、まさに、今、炉内の燃料を取り出ししてプールに入れようというようなことでございますので、今後、運転はしないということではありますけれども、まだまだ核燃料物質を取り扱う様々な工程があるということでございますので、原子炉を起動停止するというような操作はもうありませんので、そういった検査は当然行わないということですが、それ以外については、基本的には様々な検査を行うべきであるのかなというふうに考えております。

それから、都市大、立教大の試験炉でございますけれども、そもそも試験炉ということもありますので、取り扱う核燃料物質も少ないということで、リスクは低いということですが、燃料も全てもう搬出されているということでございますので、基本的には残されている建屋、放射性物質である程度汚染されている、あるいは廃棄物を管理しているというようなところがございまして、QMS、あるいは、そういった放射線管理、廃棄物管理というようなところについての検査をしていくということかというふうに考えております。

具体的なサンプル数とか、その辺は、今、検査計画を立てる中で検討しておりますので、また、改めてお示しするような形に、委員会のほうでお示しして決定するような形にしたいと思っております。

説明のほうは以上ですが、あと、参考資料として、後ろに、ちょっと細かいんですけども、具体的なサンプル数で、こういうイメージというところをつけております。

44ページ、例えばということで御紹介しますと、建設段階の一番左の方ですけども、東京電力の東通発電所、これについてはほとんど斜めバーがつけておりますので、こういった左側の検査はしないということでございまして、次のページ、チーム検査の方で、一番下、45ページの一番下のところに、品質マネジメントシステムの運用、ここに「1」というサンプルをつけておりますが、この検査を実施するというようなところを考えております。大間も基本的には一緒でございます。

他も、同じように廃止措置段階のもの、ページを戻っていただきますと、例えば玄海の1、2号機とか、伊方の2号機、大飯の1、2号機等々ございますけれども、ここに書いておりますようなサンプル数とガイドを適用するのかなと。

右側の黄色いところは廃止措置段階にある核燃料施設のほうでございますけれども、こちらのほうも、先ほどの考え方に合わせて、これらのサンプル数の適用を考えているというところでございます。

44ページが日常検査、次の45ページ目、こちらのほうがチーム検査ということになりますけれども、チーム検査については、基本的には、再処理、東海再処理、そちらのほうには適用するという事は考えておりますけれども、他のところは、基本的には発電炉のところで、※印が下のほうに書いておりますけれども、放射線管理等の検査などは行うというようなことでございますけれども、その他については、斜め線を引いておりますように検査は適用しないというようなところがございます。

説明のほうは以上です。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

建設中、あるいは廃止措置中、これも幾つか誤字があるので、後で直さないといけないところがありますが、具体的なボリュームの考え方と、実際に日常検査、それからチーム検査を適用するときに、どういうものを対象にするのかということで、現時点の案をお示ししておりますので、何かお気づきの点があればお願いいたします。

よろしいですか。

事業者のほうで、何か不明確ところとか、ここはこういう解釈でいいのかとか、クラリファイのようなことでも結構ですけれども、大丈夫でしょうかね。

武山さん、お願いします。

○武山安全規制管理官 直接あまり関係ないんですけれども、建設中と廃止措置中という、その枠なんですけれども、建設中というのと、例えば日本原燃の再処理施設も建設中にはなると思うんですけれども、ただ、それは、もうアクティブ試験をやっていて、核燃料物質がいっぱい入っている状況なので、これはもう供用中と同じようにやると、こういうことですよね。

○熊谷統括監視指導官 核燃料監視部門の熊谷です。

通しページ、30ページに、建設中、廃止段階の定義みたいなものを書いてありまして、30ページの表がありまして、建設中というのとは、その年度において取扱いを開始しないものというのが建設中の定義になっていますので、六ヶ所はもう開始しておりますので、この建設中から外れるという整理で行っております。

○金子長官官房審議官 他に、いかがでしょうか。

では、もし、後ほどでももしお気づきの点があれば、また、いただければと思います。

それで、議論の必要な、あるいは、皆さんに確認をいただかなきゃいけないような議題という意味では以上でございますけれども、資料4には、ガイド、今日、4月1日から使えるようにしたいと思っている最終案に近いものということで、数多くのガイドを添付させていただきます。

資料4を見ていただきますと、1ページ目と2ページ目が表になっていまして、検査の、

先ほど説明のありました共通事項に係る検査運用ガイドから始まって、検査計画とか、報告の作成、特別検査、追加検査等々、それから法定確認に係るガイド、それから2ページ目にざっと並んでいるのは、いわゆる検査ガイド、「検査運用ガイド」というふうに名前を少し変えていますけれども、検査ガイドが並んでおりまして、実際の現時点でのガイドの案がついております。

これも、今日は細かなところでの御説明は省略いたしますけれども、もし何かお気づきの点とか、この時点でございましたら、いただければと思います。

よろしいでしょうか。また後ほど、書面なりで。

はい、お願いいたします。

○安倍三菱原子燃料安全・品質保証部主幹 三菱原子燃料の安倍です。

資料4の通しページの92ページから、使用前事業者検査の確認に関する運用ガイドがございまして、その後ろの95ページのところに確認申請の必要な書類についての記載がございまして、

細かいところで恐縮なんですけど、hとiで、iのところに放射線管理を記載した書類をつけるという形になっていまして、その前述のh、工事の工程を記載した書類の放射線管理となつてございます。

使用前事業者検査を受ける前に設計工事の認可を受けて、それについての検査を受ける、確認を受けるという形なんですけども、この放射線管理は、工事の方法の中でも安全の確保ということで含まれている形なんですけども、ここの確認申請で、改めてこの放射線管理をつけるということは、さらに詳細なものを必要としていると、そういう理解でよろしいでしょうか。御確認まで、お願いしたいと思います。

○金子長官官房審議官 事務局で今、イメージを持っておりますか。

○高須統括監視指導官 専門検査部門の高須でございます。

今のイメージは、我々は、使用前事業者検査をやる中で、線量の何か異常に高いようなところはどこかありますよとか、通常やっている今の使用前検査申請の範囲の中でこういうところがありますというところを記載していただくというレベルで結構かと思っております。

○安倍三菱原子燃料安全・品質保証部主幹 三菱原子燃料の安倍です。

そういう意味では、事業者検査に特に特化したというか、そういった範囲での被ばく管理とか、そういう放射線管理ということでよろしいでしょうか。

○高須統括監視指導官 専門検査部門の高須です。

いわゆる確認申請をしていただくので、確認申請の中身で、申請した設備とか機器とかあると思うんですけど、そういったところで、我々が確認する上で、確認するとき何を注意しなきゃいけないかという一つの観点になりますので、そういう記載をしていただければというふうに思います。

○安倍三菱原子燃料安全・品質保証部主幹 三菱原子燃料の安倍です。

承知いたしました。ありがとうございます。

○金子長官官房審議官 理解の助けのためにリフレーズをすると、使用前事業者検査の確認を行うに当たって、その範囲で気にしなければいけないような放射線管理、あるいは確認をする作業の際に、どのように放射線管理をしているのかということが分かるような範囲で書いてほしいということで、最初の御質問にあった、設工認で範囲になっているものの全ての放射線管理のことを全部書かなきゃいけないということではないということではないでしょうか。

○高須統括監視指導官 そのとおりです。

我々が確認をする上で、例えば汚染のある箇所がどういうところがありますよとか、線量が高いところはどういうところがあるところを、お知らせいただければと思います。

○金子長官官房審議官 それで、安倍さん、明確ですかね。

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

高須さん、お願いします。

○高須統括監視指導官 補足なんですけど、今、一応、最終的な形で、こういう確認ガイドとかを今作っているんですけど、他のガイドもそうかもしれませんけど、今、御質問があったように、サイクル関係でももう少し記載ぶりを丁寧にしたほうがいいかなみたいなところを、今まさに手を入れているところなので、若干、最終的なところが少し変わるかもしれません。個々の中身は変わりませんので、若干、変わるかなというところは御認識いただきたいなと思います。

○金子長官官房審議官 表現の変更とか、明確にするためにより適切な表現をするということは当然あり得ると思いますし、また、中身が変わる場合になるのがもしあるとしたら、面談などの形で情報共有してやるということも可能だと思いますので、それで認識共有ができるようなプロセスを踏みたいと思います。

他、よろしいでしょうか。

それでは、また、このお気づきの点がありましたら、これは事後的にでもメールなりとかでいただいても結構ですし、確認事項がありましたら御指摘をいただければというふうに思います。

それから、議題としては、その他ということになると思いますが、資料5で、本格運用後の検討事項というのがございます。これは今日特に何か議論をするということではないのですけれども、これまで私どものほうで用意してきたアジェンダの中で、まだ十分に具体的なやり方であるとか、将来の対応のイメージが固まっていないものということで、四つ挙げさせていただいているものでございます。

これを、今後、本格運用が始まった後にどういうふうに検討していくのかということについても、実は4月1日以降の運用の仕方の中で、規制委員会にもその方針をお諮りして決めていこうと思いますけれども、基本的に、我々の思いというか希望としては、検討チー

ムやワーキンググループのように、皆さんと意見交換なり、情報共有をさせていただく場を作って、こういう四つの事項、それから、当然ですけれども、これまで検討してきた事項の更なる改善とか、明確化とかというようなことを、できるだけ議論をする場を作っていきたいというふうに思っていますので、そんな今後のやり方について、もし皆さん方のほうで御希望とか、こういうところを例えば配慮してほしいとか、考えてほしいとかというようなことがもしありましたら、この資料5の中身というよりは、今後のいろいろな検討に当たってどんな場が必要か、あるいは、どんな形のやり方がいいかというようなことについて、御意見なり、お気づきがあれば、御意見を頂戴できればと思います。

ずっと関わってくださった爾見さん、何かありますか。

○河村原子力エネルギー協議会副部長 原子エネルギー協議会の河村です。

こういったワーキングですとか、あとチーム会合を通して、事業者側も制度設計や運用に関して率直に議論ができて、非常によい機会であったと思います。

これから、また運用開始して以降も、いろいろ制度面ですとか運用面でも、いろいろ課題がまた出てくると思っていますので、こういったワーキングとか、上位のチーム会合とか、そういった場を継続していただいて、そういった場で、また御議論させていただければというふうに思います。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

そこら辺も踏まえて、私どものほうで方針を考えたいと思います。

御承知のように、このワーキンググループの名前もそうなんですけど、検査制度の見直しという、新しい制度を作るためのワーキングとか、検討チームという立てつけになっているものですから、そういう呼び名みたいなものは、もしかすると変えるとか、そういうことがあるかもしれませんが、基本的な運用は、今おっしゃっていただいたように、できるだけ今までのコミュニケーションスタイルと情報共有の仕方を継続しながらできるようにしたいというふうには思っております。

事務局のほうで何か、こういうのもやりたいとか、何かありますか。

○武山安全規制管理官 実用炉監視部門の武山です。

直接、検査のというわけじゃないんですけども、検査の本格運用が始まった後に、その検査制度の、我々は自己評価というのをするわけですけども、そのときに、その一部として、管理官クラスが各規制事務所の検査状況を見に行くというのがあります。

そのときに、問題は、発電所とかに入るとき、検査官、いろいろ考え方があると思うんですけど、例えば事務所の検査官にエスコートされて一緒に入るということで入る場合、例えば事業者の方がそれに立ち会うというか、一緒につき合わなくてもいいとかいうような形にさせていただくと、周りに効果的な、我々のほうとしては検査の状況を見るということができないのではないかというふうに思います。

つまり何かというと、ある日ふらっと行って、事務所に行って、じゃあ、今日案内してくれとやるとかということが、ある程度、可能になるのかなと思っています。

当然ながら、事前にこういう人が入りますということは言わなきゃいけないと思うんですけども、中での活動において、検査官と一緒にあれば、検査官が責任を持って私たちをエスコートするからという形でできるよなというふうに思っているんですけども、そこら辺はどんな感じになるのかなと思ひまして。

○金子長官官房審議官 これは、ATENAというより電事連的な立場で考える話かもしれませんが。

これは多分、現在においても、会社によって恐らく運用は多少違うと思います。私の担当している福島第一のことを申し上げれば、福島第一は検査官がエスコーターになって、事業者の方がいなくても、例えば従事者でない一次立入者が構内を歩くことは可能な形になっていますし、できないということじゃないと思うんですけども、そこら辺はまた検討していただくような場を考えるということでしょうかね。

○河村原子力エネルギー協議会副部長 ATENAの河村です。

そういったことも含めて、恐らく、今、金子さんが言われたとおり、結構、発電所によって運用もかなり異なるところもあると思いますし、一概に全ての発電所でそういうふうに運用になるとも思えないんですけども、少しまた、そういう、どういったら効率的にできるかということも視野に、少しまた検討をさせていただければというふうに思います。

○武山安全規制管理官 分かりました。

○金子長官官房審議官 じゃあ、まあ、そういうこともアイテムの一つとして取り上げていければと思います。

事業者側で、逆に、先ほど、今後の検討事項って、勝手に我々は四つの大きな事項を書きましたけど、こんなことも、今みたいな細かな運用上の話でも結構ですし、ぜひ取り扱ってほしいとか、これまで分かっていることはいいのですけれども、もし何かありましたら、今でなくても、後でも結構ですが、お気づきがあれば、どうぞ。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 直接、ここというわけじゃないんですけど、今じゃなくてもいいんですけど、緊急時計画のコーナーストーン、SAになっているんですけど、その緊急時の部分をどうするかというのは、いま一つ、ガイドとかを見ていてもそんなに明確じゃない気がしていて、例えば、防災で訓練を我々は受けていて、チェックを受けていて、そこは流用できる部分が何となくある気がするんです。

元々の法律の位置づけが違うことは認識した上で、炉規法で要求する範囲もあそこで見えるんですよね。FAXが壊れてないかって関係あるわけですよね。

なので、そういうものが多分、ここに入ってなくてもいいのかもしれないんですけど、他省庁との連携というのがここにたまたま書いてあるので、そんなやつも、おいおい明確化していく必要があるかなという気がするんですけど、どうでしょう。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

これは実は我々の中でも問題意識のある話で、原災法で要求している事業者防災訓練があったり、原災法で要求されている事項の実施状況がどうなっているかということ、今

ですと、その防災の担当のセクションの者が現場で確認させていただいたりするときに、検査官と一緒にそれを見ると、検査のガイドで重なっている部分があるということもありますので、それをどううまく効率的に運用するか。要するに、お互いに二度手間にならないようにという意味で、運用上の工夫ができることというのは実はたくさんあると思っています。

法令上の整理は、もちろん法令上の整理として両方が重なっている部分はあるのですが、そういう意味では、今、爾見さんのおっしゃっていただいたことというのは少し実運用の世界で、我々の中でどうするかということと、現場での、どういう場面を検査に活用すると、うまく現場での負担も少なくなっていくのかということについて、少しまた検討していければと思います。

小坂さん、お願いします。

○小坂企画調査官 専門検査部門の小坂でございます。

今、御意見がございましたところにつきましては、新規制基準に対応できているプラントと、そうでないプラントによって、原災法との重なり合いが実は違ってまして、そこを整理しないといけないというのが一つあります。

試運用の中で、実際に事務所の検査官がそういった防災機材を見たり、そのときに防災専門官と一緒に行って、ですから、原災法の観点で見ると、それから炉規法の観点で見ると、検査官、防災専門官と検査官と一緒に行って実は見ているというような試運用もやっているところもあるんですが、実はそれを炉規法と原災法でどうかぶっているのか、どう見れば合理的なのかということところは、まだうまく整理ができていませんので、それは、今、金子のほうから話がありましたように、我々、整理して合理的にやっていきたいと思っております。

○金子長官官房審議官 お願いいたします。星川さん。

○星川東京電力ホールディングス原子力運営管理部保安管理グループマネージャー 東京電力ホールディングスの星川です。

あまり発言する気はなかったんですけど、「見直し」という言葉が、ワーキングを変えるかもしれないみたいな話があったので、それで思ったことなんですけど、今までワーキングを33回もやってきて、非常に細かいところまで議論してきたと思います。

それがいろんな規制文書にまとまったりしてきているということで、このワーキングの中でまとめた中にある、細かいところを決めたことも含めて、新しい形になったとしても、それをちゃんと引き継いで、これから改善の議論を続けていければなと思います。

そんな感想めいた意見です。

以上です。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

認識は全く一だだと思いますので。

他、よろしいでしょうか。



継続的に議論は続けていけるような場を設定していきたいと思っておりますので、別に今日に限らず、また気がついたことがあれば、ぜひ、いろいろと共有させていただければと思います。

では、予定しておりました資料について、あるいは議題は以上でございますけれども、その他、何か、今後に向けてなど、お気づきの点があれば。よろしいですかね。

なので、先ほどのことがあるので、次回の予定は、とりあえず、未定ということで、事務局からは、とりあえず、また次の形なり、設定の仕方なりは、方針を決めた上で、また、皆さんと共有させていただきたいと思えます。

それでは、以上で第33回の検査制度の見直しに関するワーキンググループを終了いたします。御協力ありがとうございました。